

仕 様 書

1. 件 名

平成 29～31 年度 国立演芸場舞台照明設備定期保守点検業務

2. 履行場所

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）

国立演芸資料館演芸場（以下「国立演芸場」という。）

東京都千代田区隼町 4 - 1 国立劇場構内

国立劇場構外での作業が発生する場合は、振興会国立演芸場部演芸課担当職員（以下「担当職員」という。）と協議のうえ、当該設備及び機器の保守点検に可能な限り適合する工場又は試験場等を選定し作業を行うものとする。

3. 履行期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4. 業務の内容

国立演芸場の舞台照明設備について以下の定期保守点検業務（以下「本業務」という。）を行う。詳細は【参考資料 5 - 2 - 10】「平成 31 年度 国立演芸場舞台照明設備定期保守点検業務作業一覧」に基づき行うこと。

- (1) 点検（動作測定）
- (2) 整備（調整）
- (3) 補修（点検、整備時に可能な修理）
- (4) 日常運用に伴う設備上の技術管理と調整
- (5) 試験成績及び作業内容図書の作成及び報告書の提出

5. 業務の範囲

本業務の実施方法及び内容、また本仕様書の中で規定される規格等の基準は、各設備及び各機器の納入時に提出された完成図書記載の試験成績書等を基準とし、かつ担当職員の判定に基づくものとする。

6. 業務時間及び日程

- (1) 業務時間は、原則として 9 時から 22 時までの間とし、当該時間内で本業務を実施するものとする。
- (2) 業務日程と内容については、受託者と担当職員が協議のうえ決定する。ただし、担当職員が特に要請した場合には、受託者は即時出向し、本業務を実施するものとする。また、受託者は緊急の要請に対応できる連絡体制表を契約締結時及び変更の都度、担当職員に提出するものとする。

7. 従事者

受託者は、本業務の従事者を自己の責任において雇用し、従事者の名簿、職務履歴書を契約締結時及び変更の都度、担当職員に提出するものとする。

8. 報告書の提出

受託者は、本業務完了後、速やかに定期保守点検報告書を担当職員に提出すること。

9. 費用の負担

- (1) 本業務実施に際し、仕様書に規定された保守に必要な人材、測定機材の提供及び技術の供

与は受託者が行うものとする。その他必要な備品、消耗品等はその都度振興会が支給するものとする。

- (2) 本業務実施に際し、動作不良や故障が発生するおそれがあるものについては、受託者は速やかに担当職員に報告し、修理を行うものとする。当該修理に係る費用は、受託者と振興会が協議し、本業務の範囲を超えるものについては振興会が負担するものとする。

10. 受託者に求められる要件

- (1) 受託者は、本業務を全うするために、本業務実施に係る各種製造業者等を統括し、かつ速やかに本業務が実施できるよう技術上の協約を行わなければならない。
- (2) 本業務実施に当たり、電気照明技術の職種別に専門の技術者を確保していなければならない。
- (3) 受託者は、本業務実施に当たり、従事者の十分な安全を確保しなければならない。

11. 安全の確保

受託者は、雇用者として本業務従事者に対し、労働基準法、労働組合法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、雇用保険法、社会保険諸法令及びその他の関係法令に定められた事業主としての全責務を負い、振興会に対し一切の迷惑を及ぼさないものとする。

12. 従事者の心得

受託者は、本業務従事者が業務内容を十分知悉し、かつ以下の各項目を理解したうえで本業務を実施するよう徹底すること。

- (1) 本業務実施に当たり、振興会の所有する施設、設備及び備品等を丁寧に扱い、それらの運用管理・保全に積極的に協力すること。
- (2) 本業務実施に当たり、振興会に許可を得た作業服等制服を着用すること。
- (3) 本業務従事者の喫煙は、振興会の指定する場所でのみで行うこと。
- (4) 本業務終了の際には、施錠及び火気の確認を徹底すること。
- (5) 本業務実施に当たり、業務場所等部屋の清掃及び整理整頓に努めるとともに、担当職員の許可なく第三者を入室させないこと。
- (6) 本業務実施に当たり、火災、盗難、事故等の予防に万全を期すこと。

13. 火災等の防止と非常時の対応

- (1) 受託者は、振興会の施設、付属設備及び備品等の危険防止及び防災に努めること。
- (2) 万一、火災等が発生した際には、本業務従事者は、直ちに担当職員に連絡するとともに、その指示に従って避難誘導や初期消火等に協力すること。その後は、速やかに避難すること。また事後は、担当職員による復旧作業等に協力すること。
- (3) 万一、地震その他の災害が発生した際には、本業務従事者は、直ちに担当職員に連絡するとともに、その指示に従って避難誘導等に協力すること。その後は、速やかに避難すること。また事後は、担当職員による復旧作業等に協力すること。

14. 損害賠償

- (1) 受託者は、自らの責に帰すべき事由により、次のような事故を起こした場合には賠償の責を負うものとする。
 - ① 振興会の所有する施設、設備及び備品等に損害を与えた場合
 - ② 公演等の実施を妨げ、速やかな復帰・継続が困難となった場合
 - ③ 出演者及び舞台関係者等を死傷させた場合
 - ④ その他、振興会の業務に支障を及ぼした場合
- (2) 振興会は、自らの責に帰すべき事由により、受託者の本業務の履行を妨げ、かつ受託者に損害を与えた場合に限り、契約金額の全部を限度として補償するものとする。
- (3) 天変地災や不可抗力により本業務の履行が困難となった場合は、受託者がその責を負うものとする。

15. 代行の禁止

受託者は、書面による振興会の承諾なしに、本業務を第三者に代行又は受託させてはならない。

16. 守秘義務

受託者は、本契約履行中であると本契約終了後であるを問わず、本業務の実施に際して知り得た振興会の秘密、情報等を外部に漏らしてはならない。

また、これを本業務を実施する以外の目的に利用してはならない。

17. 契約の終了

(1) 契約が満了又は失効した際には、受託者は次の受託者が円滑に業務を引き継ぐことができるよう努めなければならない。

(2) 前項の事態が生じた場合、受託者は直ちに自己の所有物を撤去しなければならない。ただし、業務の引継ぎに要するものについてはこの限りではない。

18. その他

本仕様書に記載のない事項については、受託者、振興会双方の協議によって定めること。